

○印西地区環境整備事業組合情報公開条例

施行規則

(平成17年12月19日
規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合情報公開条例(平成17年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 条例第6条第1項の規定による書面は、開示請求書(別記第1号様式)とする。

(開示決定通知等)

第3条 条例第11条各項の規定による書面は、次の表の中欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1	条例第11条第1項の規定により、公文書の全部を開示する旨の決定をした場合	開示決定通知書(別記第2号様式)
2	条例第11条第1項の規定により、公文書の一部を開示する旨の決定をした場合	部分開示決定通知書(別記第3号様式)
3	条例第11条第2項の規定により、公文書の全部を開示しない旨の決定(条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を含む。)をした場合	不開示決定通知書(別記第4号様式)

(開示決定等期間延長通知書等)

第4条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の中欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1	条例第12条第2項の規定により、期間を延長した場合	開示決定等期間延長通知書(別記第5号様式)
2	条例第12条第3項の規定により、期間を延長した場合	開示決定等期間特例延長通知書(別記第6号様式)

(意見書提出機会付与通知書等)

第5条 条例第13条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える場合は、意見書提出機会付与通知書(別記第7号様式)により通知しなければならない。

2 条例第13条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに意見聴取結果通知書(別記第8号様式)により反対意見書を提出した第三者に通知しなければならない。

(電磁的記録の開示の方法等)

第6条 条例第14条第1項の規定による電磁的記録の開示の方法は、次の各号に定める方法とする。

(1) 電磁的記録(音声記録及び動画記録を除く。以下この号において同じ。)印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、当該電磁的記録の全部を開示する場合であって、所定の機器を用いた当該電磁的記録の視聴又は複製の作成が技術的に容易なときは、当該電磁的記録の視聴又は複製の交付の方法によることができる。

(2) 音声記録及び動画記録の視聴又は複製の交付(当該音声記録及び動画記録の視聴又は複製の作成が技術的に容易な場合に限る。)

2 前項の規定による電磁的記録の複製の作成は、開示を受けようとするものが当該複製を作成するために必要な記録媒体を持参した場合にのみ行うものとする。

(開示の実施等)

第7条 公文書を閲覧又は視聴するものは、当該公文書を丁寧に扱うとともに、改ざんし、若しくは汚損し、又は破損してはならない。

2 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

3 前各項の規定は、条例第21条第1項又は第2項の規定による公文書の開示を求めた申出により公文書を開示する場合において準用する。

(実費負担)

第8条 条例第15条第2項に規定する費用は、別表に定めるところによる。

2 写しの送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならない。

(審査会諮問済通知書)

第9条 条例第17条の規定により諮問をした旨を通知する場合は、審査会諮問済通知

書(別記第9号様式)により通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知書)

第10条 条例第18条の規定において準用する条例第13条第3項の規定により通知する場合は、開示決定等に係る通知書(別記第10号様式)により通知しなければならない。

(公文書開示申出書等)

第11条 条例第21条第1項又は第2項の規定による公文書の開示を求める申出は、公文書開示申出書(別記第11号様式)を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定により公文書開示申出書が提出されたときは、任意的開示の申出に対する回答書(別記第12号様式)により、当該公文書開示申出書を提出したものに回答するものとする。

(運用状況の公表)

第12条 条例第23条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項をホームページ等に掲載すること等により行うものとする。

- (1) 公文書の開示請求件数及び処理状況
- (2) 不服申立ての件数及び処理状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

別表(第8条)

区 分			金 額
写しの作成に要する費用	用紙に複写又は印刷したもの(管理者が保有する機器により複写又は印刷できるものに限る。)	日本工業規格 A列3番まで	単色刷り 1枚につき10円
			多色刷り 1枚につき50円
	上記以外のもの		実費相当額
写しの送付に要する費用			郵便料金の額

備考

- (1) 公文書の写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。これを超える大きさの用紙を用いたときは、日本工業規格A列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- (2) 用紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、片面を1枚として額を算定する。

別記

第1号様式(第2条)

開 示 請 求 書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合
管理者

様
住 所 千

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

連絡先 氏 名

電話番号

(法人その他の団体の担当者その他連絡可能な
方を記載してください。)

印西地区環境整備事業組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり開示請求を
します。

開示請求に係る公文書 の名称又は内容	
印西地区環境整備事業 組合情報公開条例第5 条に規定する公文書の 開示を請求できるもの の区分	<input type="checkbox"/> 管内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 管内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所等の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 管内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 管内に存する学校に在学する者 (学校の名称) (所在地) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 利害関係の内容 ()
希望する開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)
備 考	

注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□内にレ印を記入してください。

2 公文書を特定するための補足事項がある場合には、備考欄に記入してください。

[処理欄] この欄には記入しないでください。

受 付 年 月 日	事 務 担 当 課	事務担当課收受年月日
	電話番号 () (内線)	

〔印西環二九〕

四五九

第2号様式(第3条)

開 示 決 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合

管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称		
公文書の開示をする 日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
開示の方法		
事務担当課		
備 考		

注

- この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
- 上記の日時にこられない場合は、事前にその旨を事務担当課まで連絡してください。

〔印西環二九〕

四五九の二

第3号様式 (第3条)

部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示をする日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示の方法			
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	印西地区環境整備事業組合情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)		
上記理由に該当しなくなる時期 (明記することができるときのみ記入)	年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求が必要になります。)		
事務担当課			
備考			

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。
- 2 上記の日時にこられない場合は、事前にその旨を事務担当課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、印西地区環境整備事業組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、印西地区環境整備事業組合を被告として (訴訟において印西地区環境整備事業組合を代表する者は印西地区環境整備事業組合管理者となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えをすることができます。

〔印西環二九〕

四五九の三

第4号様式 (第3条)

不開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

公文書の名称又は内容	
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	印西地区環境整備事業組合情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
上記理由に該当しなくなる時期 (明記することができるときのみ記入)	年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求が必要になります)
事務担当課	
備考	

〔印西環二九〕

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、印西地区環境整備事業組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、印西地区環境整備事業組合を被告として (訴訟において印西地区環境整備事業組合を代表する者は印西地区環境整備事業組合管理者となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えをすることができます。

四五九の四

第5号様式(第4条)

開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称又は内容	
印西地区環境整備事業組合情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	
備考	

〔印西環二九〕

四五九の五

第6号様式 (第4条)

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称又は内容	
印西地区環境整備事業組合情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
60日以内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
印西地区環境整備事業組合情報公開条例第12条第3項を適用する理由	
事務担当課	
備考	

〔印西環二九〕

四五九の六(四五九の一)六

第7号様式(第5条)

意見書提出機会付与通知書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

印西地区環境整備事業組合情報公開条例に基づき、次のとおり _____ に
関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決
定等に係る意見書」により _____ 年 ____ 月 ____ 日までに回答してください。

開示請求に係る公文書の名称及び 作成年月日	年 月 日作成
_____ に関する情報の内容	
事務担当課及び意見書提出先	
備 考	

〔印西環二九〕

四五九の一七

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住 所 〒

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、
その名称、事務所又は事業所の
所在地及び代表者の氏名)

連絡先 氏 名

電話番号

(法人その他の団体の担当者その
他連絡可能な方を記載してくだ
さい。)

_____年__月__日付けで照会のあつた件について、次のとおり回答しま

す。

公 文 書 の 名 称		
開示決定に対する反対意思の有無 (該当するほうを○で囲んでくだ さい。)	有	無
意見 (開示決定に反対する理由)		

〔印西環二九〕

四五九の一八

第8号様式 (第5条)

意見聴取結果通知書

第 号
年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの _____ に関する情報が記録された公文書の開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称	
開示決定をした理由	
開示をする日	年 月 日
事務担当課	
備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、印西地区環境整備事業組合管理者に対して異議申立てをすることができます。

第9号様式 (第9条)

審査会 諮問 済 通知書

第 号
年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立てについて、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

不服申立てに係る公文書の名称	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	
備 考	

〔印西環二九〕

四五九の二〇

第10号様式 (第10条)

開示決定に係る通知書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合
管理者 印

年 月 日付けの _____ に関する情報が記録された公文書の開示請求について、印西地区環境整備事業組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示（一部を開示）することを決定したので通知します。

公文書の名称	
開示決定をした理由	
開示をする日	年 月 日
事務担当課	
備 考	

〔印西環二九〕

四五九の二

第11号様式 (第11条)

公文書開示申出書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者

様

住 所 〒

氏 名

電話番号

(法人その他の団体によっては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

連絡先 氏 名

電話番号

(法人その他の団体の担当者その他連絡可能な
方を記載してください。)

次のとおり公文書の任意的な開示を申し出ます。

開示の申出に係る公文書の名称又は内容	
申 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 請求権者以外 <input type="checkbox"/> 条例適用以外の公文書
希望する開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)
備 考	

- 注1 この申出は、実施機関に開示義務のない任意的開示を求めるものです。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する□内にレ印を記入してください。
- 3 公文書を特定するための補足事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- 4 任意的開示の申出は、公文書の開示請求の手続どおりに行われません場合があります。

〔処理欄〕 この欄には記入しないでください。

受付年月日	事務担当課	事務担当課収受年月日
	電話番号 () (内線)	

〔印西環二九〕

四五九の二二

第12号様式 (第11条)

任意的開示の申出に対する回答書

第 号

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合

管理者 印

年 月 日付けで任意的開示の申出のありました公文書について

開示する
は、次のとおり一部を開示することとしましたので回答します。
開示しない

公文書の名称			
公文書の開示をする 日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示の方法			
開示しない部分並び に開示しないことと する根拠規定及び当 該規定を適用する理 由			
上記理由に該当しな くなる時期(明記す ることができるとき のみ記入)	年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示の申 出が必要になります。)		
事務担当課			
備考			

〔印西環二九〕

四五九の二三(四六〇)

